

町田市
町内会・自治会活動の
ハンドブック

【第5版】



編集 町田市市民部 市民協働推進課

協力 町田市町内会・自治会連合会

はじめに

1958年（昭和33年）2月1日、町田町（町田町と南村が合併）、鶴川村、忠生村、堺村が合併し、町田市として歩み始めました。その約4か月後、町田市町内会・自治会連合会が発足、発足当時の町田市町内会・自治会連合会に加盟する町内会・自治会は、44団体でした。

2021年4月現在、町田市内の町内会・自治会数は310団体を数えます。しかし、近年は加入率（町田市の全世帯数における、町内会・自治会に加入している世帯の割合）の減少傾向が続き、2020年度には50.3%となりました。

加入率減少の背景には、単身世帯の増加、集合住宅（マンション）の増加、少子高齢化の進展等、さまざまな要因が関係しています。個人を尊重する風潮がある中、町内会・自治会の活動に苦慮している声も増えつつあります。一方で、災害が発生した際の助け合いにおいては、日頃からの地域の交流が大切であるとの声が頻繁に聞かれるようになりました。その地域の交流を支えているのが、まさに町内会・自治会の活動です。

そこで、町内会・自治会の運営が少しでも円滑に進められる一助になればと、このハンドブックを製作しました。

ハンドブックの内容は、「役員を引き受けたものの何をどうしたら良いか分からない」「町内会・自治会のことを知りたいけれど何を調べたら良いか分からない」という声に応えられるよう編集しました。また、町内会・自治会活動に積極的に参加している方にも、参考になるような内容を掲載しています。大きさは、持ち運びしやすいようにA5サイズで製本しました。


町田市では、「協働による地域社会づくり」を推進しており、町内会・自治会をその中心的存在として位置付けています。ぜひ、このハンドブックを活用していただければ幸いです。

2021年7月
町田市市民部 市民協働推進課

目次

《マニュアル編》	
1 町内会・自治会について	4
2 決まりごと（規約、会則）について	5
3 会議について	6
4 役員について	9
～代議員制で気を付けること～	12
5 会計について	13
6 活動について	15
7 広報について	16
8 加入のお誘い（加入促進）について	17
～町内会・自治会と管理組合の違い～	18
9 連合会について	19
10 補助制度について	20
～「市政懇談会」と「市長と語る会」～	21
11 地縁による団体の認可（法人化）について	22
～掲示物等ご協力のお願い～	23
12 新型コロナウイルス感染予防について	24
《町内会・自治会のお悩み解決事例集（Q&A）》	25
《資料編》	
町田市の補助制度	34
東京都の補助制度	36
知っておくと便利ないろいろ	37
町田市庁舎及び主な施設一覧	51

※このハンドブックは、2021年4月現在の情報に基づいて編集しています。



《マニュアル編》

町内会・自治会について

基本的なことをまとめました

1 町内会・自治会について

町内会・自治会とは

町内会・自治会は、住民同士の自由な意思によって結成されている任意の団体です。そのため、法律などで定められた運営方法や活動内容はありません。

地域で暮らす皆さんが、地域のために必要なことへ取り組んでいる団体が、町内会・自治会です。

町内会・自治会の運営とは

町内会・自治会の運営は、会員皆さんがそれぞれの立場を理解しながら、一人ひとり役割を担うことが大切です。そのためには、話し合いの場をつくり、コミュニケーションを図ることが不可欠です。

しかし、町内会・自治会の組織が大きかったり、活動が多様化している現在では、会員全員がいつも集まることはできません。

そこで、効果的かつ円滑に町内会・自治会を運営していくためには、運営を中心になって行う役員を決め、執行体制をしっかりとしたものにする必要があります。

町内会・自治会を運営するためには

まず、役員を中心に、活動方針や大まかな活動計画などを話し合います。

役員は、話し合いでまとめた方針や計画にしたがい、日常的な運営の方法や活動の詳細について話し合い、総会で決定します。年度の途中でも、役員以外の会員の意見を聞いたり、承認を得る必要があれば、臨時で総会などを開くことも考えましょう。

運営にあたって気を付けること

総会や役員会などの話し合いでは、議事録等の記録を残すことが重要です。

そして、会員と役員が互いの立場を理解しながら、協力して運営と活動を行うためには、運営のすべてを一部の役員だけで決めるようなことがあってはなりません。

一方で、役員以外の会員は、活動を役員任せにするのではなく、町内会・自治会の運営や活動に積極的に関わることが大切です。



2 決まりごと（規約、会則）について

規約、会則とは

町内会・自治会の「決まりごと」です。「規約」や「会則」として明文化することで、加入する人に会のことを分かりやすく説明できます。また明確な「決まりごと」があることで安心して活動できます。

規約、会則のつくり方

「総会」を開き、よく話し合ったうえで議決し、制定します。

規約や会則は、活動、予算、会議等について、誰もが理解できるよう明文化したものです。そのため、全員が納得する内容でまとめることが不可欠です。

規約や会則の内容で気をつけること

規約や会則を制定、改正するときは総会で議決することが望ましいため、あまり細かいことまで規約や会則で決めてしまうと、改正のために頻繁に総会を開く必要が生じ、町内会・自治会の柔軟な運営ができなくなる恐れがあります。

そのため、重要な事項だけを規約で決めて、軽易な事項は、細則や役員会の決定に委ねるといった方法もあります。

規約や会則で決めておくこと

一般的には、以下のような内容を定めています。

- 目的：どのようなことをするために、地域でまとまるのかを決めます。例えば、「地域で暮らす人たちの親睦」、「住環境の維持」、「防犯防災のための連携」、「住みよいまちづくり」等の内容がここに該当します。
- 事業：目的を達成するために、取り組む内容を明記します。「交流」「防犯」「防災」「美化」などが考えられますが、会員の皆さんでよく話し合って決めます。
- 区域：どの地域の人たちが町内会・自治会としてまとまっているのか、を明示します。「〇〇町全域」、「〇丁目から〇丁目」と記載します。
- 会員：会員の資格（個人会員、法人会員、賛助会員）や、入会や退会の手続きについて明文化します。
- 役員：どんな役員構成で、町内会・自治会を運営していくのかを決めます。会長・副会長・会計など役員の種別や選任方法、職務・任期などを記載します。
- 会議：総会、役員会などの会議について、議決する内容や、招集の方法、定足数（総会が総会として成立する出席人数）などを記載します。
- 会費：「一世帯当たり月額〇〇〇円」、「毎年総会で決める」のように記載します。

3 会議について

会議とは

町内会・自治会の運営は、特定の人のお意思だけで行われないう留意しなければなりません。会員の皆さんの意見を集約し、反映させながら事業を進めるうえでは、話し合いの場を用意することが必要です。

会議の種類

町内会・自治会の会議には、目的や役割によって、いくつかの種類があります。

- 総会 : 予算、事業計画、決算、事業報告、役員の選出、会則（規約）の制定や改廃等を決定する会議です。一般的に年一回開催される定期総会と、必要に応じて開催される臨時総会があります。
- 役員会 : 役員が集まる会議で、総会で決まったことを実行するための、実務的な打ち合わせが行われます。定期的に役員会を行い、課題を共有し、解決策を検討している町内会・自治会も数多くあります。
- 委員会 : 町内会・自治会のなかには、防犯、防災や環境について専門的に活動する「委員会」を設けていることがあります。「専門部会」という呼び方をしていることもあります。こうした、特定の活動に限定した会議を開催することで、それぞれの「委員会」の活動が円滑に進みます。
- 班長会 : 町内会・自治会の区域が広い場合、いくつかの班（ブロック）に分けていることがあります。この班（ブロック）を代表する人たちの集まりを「班長会」等と呼びます。町内会・自治会からのお知らせを会員に伝えたり、会費をとりまとめたりすることが多いようです。

この他にも、さまざまな会議が考えられますが、会議そのものは町内会・自治会の活動の目的ではないので、必要な会議を、必要なタイミングで開催することが重要です。

会議に要する時間や会議の回数が増えると、どうしても負担感も増大しますし、仕事をされている方の参加も難しくなります。

こうした状況を打開すべく、電子メール等で資料を配信し、意見を集約する等、会議の効率化を図っている事例もあります。



総会について

新年度が始まる前の事業計画と予算を議決するための総会と、旧年度が終わった後の事業報告と決算の承認を得るための総会を行うことが理想です。しかし、一般的には総会の開催に向けての準備の負担を考慮して、年に一度の（定期）総会に集約して開催されています。

総会の必要性

町内会・自治会は、一部の人の意思だけが反映される組織ではないため、会員の皆さんの町内会・自治会への関心と信頼を高めるために、少なくとも年に1度は、全員に参加を呼び掛ける「（定期）総会」を開きましょう。

総会を開催するには

総会を開催するにあたっての具体的な手順は以下のとおりです。内容は例ですので、役割分担や準備期間等を考慮して進めましょう。

①議案を作る

役員が中心となって、総会に提出する議案（事業計画、予算など）を作成します。

②開催を通知する

日時、会場、議題を記載した通知を作成します。議案やその概要ができていれば添付することが望ましいです。開催前に余裕をもって会員が目を通せるよう、配布（あるいは回覧）することが大切です。欠席の方には、委任状等の提出を呼びかけましょう。

③開会する

出席者の数と委任状等の数を確認し、規約等で定足数の定めがあれば、それを満たしているか確認が必要です。冒頭で議長と議事録署名人（2～3人）を自薦や他薦により選出します。議長は会長が務める場合もあります。

④議案を審議、議決する

役員から議案を説明し、質問や意見を受け付けます。出席者が発言しやすい雰囲気作りに努めて、議案の修正を求める意見が多ければ、継続審議とするなど、柔軟な対応も必要です。議案は規約や会則で定める方法で議決し、その際には、委任状等の票数も忘れずに算入する必要があります。また、せっかく会員の皆さんが集まる機会ですので、議案以外の事項について意見交換するなど、相互理解を深めることも大切です。

⑤閉会する

閉会後は、書記などが速やかに議事録を作成し、議事録署名人の押印を得て、議案資料と一緒に大切に保管してください。また、総会の結果は、広報紙、回覧板などで会員の皆さんにお知らせしましょう。

定期総会の書面での開催について

新型コロナウイルスの感染予防や、開催場所の確保が難しい、又は、多数の方が集まることが難しい場合には、「書面議決」を行うという方法もあります。役割分担や準備期間等を考慮して進めましょう。

- ①「定期総会書面議決のおしらせ」「書面表決書」「議案（総会資料等）」を会員に配布する。
- ②会員から「書面表決書」に必要事項を記入のうえ、提出してもらう。
- ③総会の集計を行う。
- ④回覧等で書面議決の結果を会員にお知らせする。

※町田市ホームページに「書面表決書の例」などを掲載していますので参考にしてください。

認可地縁団体の総会の開催方法について

認可地縁団体の代表者は少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされていますが（法第 260 条の 13）、総会に出席しない構成員は「書面」で、又は「代理人によって表決」をすることが可能とされています（法第 260 条の 18 第 2 項）

なお、実際に集まらなくても、出席者が一堂に会するのと同等に議論できる環境があれば、「Web 会議」「テレビ会議」「電話会議」などにより総会を開催することが可能です。

また、役員会についても同様の環境があれば、構成員が相当数見込まれる状況においては、「Web 会議」「テレビ会議」「電話会議」などにより役員会を開催することも可能です。

4 役員について

役員とは

町内会・自治会が継続的に活動していくために、一定の役割を担う人が必要です。町内会・自治会は任意の団体ですので、役員が担うべき役割を明確にすることが大切です。役員は総会の決定事項に従い、日常的には会員の意見を聴き、情報を伝達しながら町内会・自治会の目的を実現するために活動します。

役員が担うこと

町内会・自治会に加入しない理由として「役員が回って来たら大変そう…」という声があげられることがあります。

確かに時間や労力がかかるかもしれませんが、自分の暮らすまちをより深く知ることができますし、今まで知らなかった人と出会い、顔見知りになっていくことで、安全・安心にもつながっていきます。そして何よりも、役員がどんな役割を担うのかを決めるのも、自分たちです。大変だと感じたら、分担を変えてみるなど、思い切って役割を見直すこともひとつの手です。

役員の選びかた

立候補による選挙、役員の互選、班長で持ち回り（輪番）など、町内会・自治会ごとに違います。会員の皆さんでよく話し合い、一番望ましい方法を決めてください。

また、持ち回り（輪番）で役員や班長を決める場合、高齢者や乳幼児のいる世帯、介護を要する家族がいる世帯に負担が及ばないように配慮することで、地域のより良い関係を築けることが多いようです。

役員の任期

一年ごとに交替する町内会・自治会もありますが、任期が一年ですと、慣れてきた頃に交替の時期を迎えてしまうので、任期を二年にして、改選は一年ごとに半数ずつ、という制度にするなどの工夫をすると、事業の継続性が保てるなど、町内会・自治会の運営が円滑に進むケースがあります。

役員の構成と人数

一般的には、会長、副会長、会計、書記、庶務等が挙げられます。

どのような役職にどれくらいの人数が必要か、役割の分担は、町内会・自治会の方針や考え方で大きく異なりますので、特定の人に負担が偏らないようにしましょう。そうすることで、「負担感」が大きいために役員の担い手が不足する、という状況を回避することができます。

役員が担当すること

町内会・自治会の状況によって異なりますが、以下のような内容を担当することが多いようです。

○会長

町内会・自治会の代表者として、役員を統括し、会の運営に責任を負います。また、各種団体の会議や行事に出席することもあります。

○副会長

会長を補佐し、会長が不在の時には職務を代行します。複数の副会長を置いて、分野ごとの統括責任者としている町内会・自治会もあります。



○会計

会費などの収入や物品購入代などの支出を行います。それに伴って、通帳や現金を管理するとともに出納帳簿などの書類を作成し、領収書等の必要書類を保管します。

○書記・庶務

会議の記録、広報紙、回覧の作成・整理など事務全般を受け持ちます。副会長や会計が兼務している場合もあります。

○監査（監事）

帳簿や領収書などを確認し、会計処理や事業運営が適正に行われているかをチェックします。その役割上、他の役員と兼務するべきではありません。

○班長

町内会・自治会の区域を班（ブロック）に分けている場合に、そのまとめ役として、班内の会費の徴収、情報の伝達などの役割を担います。

○専門部長

防犯、福祉、体育、お祭りなど、各活動分野を統括します。各種団体の委員を兼ねている場合もあります。

役員として気をつけること

町内会・自治会活動は、会長と役員が中心となって支えていく必要があります。しかし、役員だけの町内会・自治会ではありませんので、留意すべき事項として以下のことがあげられます。

(1) 幅広い住民参加への工夫

町内会・自治会活動には、その地域に住む人たちの総意が常に反映されなければなりません。そのために会長をはじめ役員には住民の要望を把握し、住民の自発性に根ざした様々な創意工夫や努力が求められます。

(2) 自由でのびのびとした雰囲気作り

町内会・自治会活動を進める上では、何よりも民主性が要求されます。会員や役員がお互いの個性を認め合い、理解し合って活動を進められるような場の設定や雰囲気づくりに心掛ける必要があります。

(3) 個性を生かした役割分担

活動を進める上で、会員や役員一人ひとりの個性をできるだけ生かした役割分担となるよう配慮をすることが必要です。

(4) プライバシーへの配慮

生活に密着した活動を行なっている町内会・自治会は、住民のプライバシーを知りうる機会が多いといえます。一方、町内会・自治会への参加に大きな抵抗感を感じる要因は「プライバシー侵害感」と言われています。プライバシーへの配慮は、その地域における住民同士の関係を良好にし、自治会・町内会への信頼感を高めることとなります。少なくとも、知りえた情報を目的外に使うことや吹聴して回ることをしないような配慮が当然に必要です。

(5) 個人情報保護の取扱い

平成17年4月に施行された「個人情報保護法」には、「個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を保持する」という法理念があります。

町内会・自治会で個人情報をどのように取り扱ったら良いかについては、町田市町内会・自治会連合会と町田市（市民協働推進課）が一緒になって2013年に作成した「個人情報取扱マニュアル」を参考にしてください。（市ホームページからのダウンロードできます。）

(6) 情報提供と後継者作り

町内会・自治会活動は、幅広い分野にわたっています。

会長や役員はいろいろな研修会や会議に参加して情報を収集し、これらの情報を会員に提供していくことも大切な役割です。勉強会や定期的な情報交換の場を設けるなどすることで、結果的に後継者育成にもつながります。

新しく役員になったら

まず、前任者から引き継ぎを受けます。

役員や担当者が替わっても町内会・自治会の運営が滞らないようにするには、旧役員から新役員への引継ぎをしっかりと行なうことが大切です。役員の役職ごとに必要な資料や記録を整理して専用のファイルに綴じて「マニュアル」として後任者に渡すなど、書類によって引継ぎを行なっているのが一般的です。

また、町内会・自治会の文書をパソコンで管理している場合は、紙の書類に加えて電子データで引継ぎを行なっているケースも多くなってきているようです。各種の必要文書の雛形が電子データで引き継ぎがされれば、書類作成の手間が省けるなど町内会・自治会の事務運営の効率化が図れます。



代議員制で気を付けること

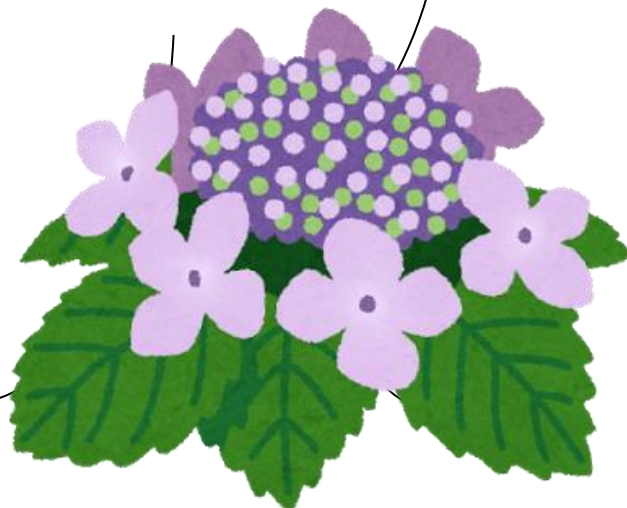
規模の大きな町内会・自治会では、定期総会等の出席を、班長を含む役職者に限定していることがあります。

班長が「その班（ブロック）を代表している」立場であることが理由のようですが、気を付けなければいけないことがあります。

それは・・・

班長が、「代議員」として、会員の意思を集約する機会を確保しているかどうかです。

単純に順番が来たから班長を務めている場合であっても、班（ブロック）の意見を集約し、その意見を組織の運営に反映させることで、会員の、意見を言う場（総会）への出席を、阻害していることにならないよう配慮することが重要です。



5 会計について

会計とは

町内会・自治会が活動をするには、資金が必要です。

資金は確実に管理し、予算で決められた内容に沿って使うこととなりますが、こうしたお金の管理と、その記録を残すことをまとめて「会計」といいます。

お金を管理するための心がけ

お金を適切に扱うことは、町内会・自治会が会員から信頼されるために最も大切なことです。役員全員が会員の貴重なお金を預かっているという意識を持ち、一方で、会員も、役員だけに任せずに、皆で管理しようという気持ちを持つことが大切です。

また、お金が適切に管理され、目的に沿ってきちんと支出されていることが誰にでも理解できる「仕組み」作りが必要です。仕組みは町内会・自治会によって様々ですが、一部の人が会計を管理する状態が長く続いたり、監査が十分に機能していない状況を避けることが、会員からの信頼に繋がります。

活動資金について

町内会・自治会の活動に必要なお金の大部分は会員の皆さんからの会費で賄われています。それ以外にも、市などから交付される補助金などを、活動に充てています。

町内会・自治会の中には、資源回収に積極的に取り組んで、そこで得た資金も活動に充てて、行事等を充実させている事例も多く見られます。

会費について

会費については、皆さんで話し合って公平で納得できるような金額、算定基準にしましょう。その金額や算定基準については、規約で定める、総会で議決するなどにより、全員に広く知らせることが大切です。

町田市内の事例としては、一ヶ月1世帯あたり 200~400 円くらいの会費にしている町内会・自治会が多く見られます。また、集会所の修繕工事のための積み立て、災害時の備蓄品を購入するため等、もう少し多くの会費を集めている町内会・自治会もありますが、いずれにしても、会員が納得する内容の会費とすることが大切です。

お金の動きの記録

①帳簿

毎日のお金の出入りを記録する書類が必要です。基本的には家計簿と同じです。帳簿にはいくつかの種類がありますが、どの町内会・自治会にも必要なものは、日々の現金の出入りを管理するための現金出納帳といわれるものです。

現金出納帳は、現金の収入と支出をすべて記録して、「今お金がいくらあるか。またどうしてそうなったのか」を分かるようにしておくための物です。

お金の出入りを正確に記録するために、支出を行った際には必ず領収書を持ち、領収書の日付や金額を間違いなく転記します。また、決算前だけでなく、月末などの区切りで集計し、帳簿の残高と実際の残高が一致しているか確認することが必要です。

②決算報告書

決算報告書は、一年にいくらの収入があり、どのような活動にいくら支出したか、また町内会・自治会がどのような財産を持っているかを会員に報告する書類です。決算報告書は、単に一年間の会計事務の結果を伝えるだけのものではなく、活動や運営について話し合うためになくてはならないものです。

決算報告書は年度末の総会で会員の承認を得ます。皆さんから預かったお金を町内会・自治会の目的に沿って支出したことを説明する責任があるからです。

③予算書

予算書は1年間の活動の予定をお金の面から表した書類です。予算書をつくるときには、活動報告や決算報告書などを参考にしながら、これまでの活動を振り返って、新年度につないでいくという意識が大切です。

監査の役割

監査の目的は、会員が気持ちよく活動できるように、会計事務が信頼できるものであることを証明することです。そのために、お金の動きだけでなく、支出の際の領収書との整合性を確認したり、収入についての内容を精査したりする必要があります。

こうして監査が責任を持って、団体のお金の管理の全体像を把握し、将来を見据えて執行部に助言することによって、会員は安心して活動を行うことができますし、役員への会員の信頼も増すことにつながります。

なお、監査は決算時のみに行うものではありません。会計事務は日常的に行なわれていますので、決算時以外でも、気付いた点があれば、役員だけでなく、必要に応じて会員を交えて話し合うことも大切です。



6 活動について

町内会・自治会の活動とは

町内会・自治会は、規約や会則で規定されている目的に沿った活動を行います。

一般的に、親睦事業、防災訓練や清掃活動などの活動に取り組んでいますが、人手もお金も限られていますので、無理のない範囲で活動を行うことが大切です。

町内会・自治会の活動の種類

町田市内の町内会・自治会で行われている活動には、さまざまなものがあります。細かく分類すると多岐にわたりますが、主に、以下の活動が挙げられます。

- ・防犯活動：パトロール、児童の登下校の見守り等
- ・防災活動：避難訓練、災害備蓄品の整備、スタンドパイプや消火器等を活用した防災訓練及び講習等
- ・美化活動：道路や公園の清掃、花壇の整備等
- ・環境活動：資源ごみの回収、資源ごみ回収場所の清掃等
- ・親睦活動：盆踊り大会の開催、運動会や文化祭等のイベントの開催等
- ・渉外活動：連合会活動への参加、地区交流事業の実施、各種会議への出席等
- ・広報活動：広報紙の発行、ホームページの運営等

これ以外に、複合的な活動として、コミュニティバスの運営に携わったり、小中学校と合同のイベントを開催したり、近隣の大学や企業との連携や社会福祉協議会と合同で事業を実施する等、従来からの町内会・自治会の活動にとらわれない試みも見られます。

他団体との協力

地域で活動している団体は町内会・自治会だけではありません。他の町内会・自治会、社会福祉協議会、PTAなど様々な団体も、その地域に住む人たちを対象にした活動を行っています。そうした団体と事前に情報交換し、大きな行事の日程が重ならないように、合同で開催する事例も数多く見られます。

他の団体と協力することで、地域の中での役割分担が明確になれば、町内会・自治会としてどのような活動をすれば良いのかが、はっきりしてきます。その結果、自分たちの町内会・自治会の負担の軽減にもつながります。

また、町田市には、町内会・自治会の連合組織があります。詳しくは、「連合会について」を参照してください。(☞16 ページ)



7 広報について

広報とは

町内会・自治会の活動を、広く地域にお知らせすることをいいます。

普段、町内会・自治会の活動に関心の薄い方も、広報物を目にすることで、活動に興味を持ってもらえるきっかけとなります。

広報の意義

町内会・自治会へ加入する人が減少傾向にありますが、理由のひとつに、町内会・自治会がどのような活動をしているのか伝わっていないことが挙げられます。

活動を広く知ってもらうことで、未加入の方や加入していても活動に積極的でない方に対して町内会・自治会への加入や、活動への自発的な参加を促すきっかけをつくることができます。

広報の手段と特徴

広報にはいくつかの方法があります。それぞれに長所と短所があります。

◆会報（全戸配布）

全員に迅速に情報を伝えたい場合に適しています。また、各自が保存することができますので、重要な事項のお知らせは会報が適しています。一度に掲載できる情報量が多いのが特徴ですが、発行の頻度によっては情報が古くなる可能性があります。

◆回覧

会報より安価で手軽にできる反面、回覧が終わるまでに時間がかかります。緊急のお知らせには不向きですが、詳細な情報を伝達できるため、周知や報告に適しています。

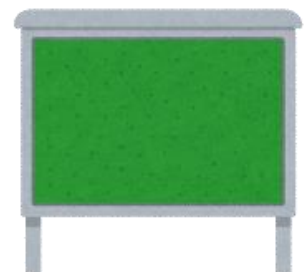
◆掲示（ポスター）

掲示板等への掲示によって不特定多数の目に触れるため、意識しなくても目に入ることから、町内会・自治会に関心の薄い人や未加入者に対しても情報を伝えたい場合に適しています。ただし、一度に発信できる情報量が少ないので注意が必要です。

◆ホームページやSNSなどの電子媒体

町田市からの回覧・掲示物については、町田市町内会・自治会連合会のホームページでもご覧いただけます。電子媒体はカラー写真などを盛り込んで視覚的に伝えやすいうえに、発信する側は情報を随時更新できますし、受ける側も随時情報を入手できるという利点があります。

ただし、パソコンなどを使わない人、そのページを「見よう」と思わない人には情報が伝わらないため、工夫が必要です。



8 加入のお誘い（加入促進）について

加入のお誘い（加入促進）とは

町内会・自治会の担い手となるのが、会員一人ひとりに他なりません。活動の担い手が増えれば、新しい活動を始めることができたり、今までの活動を充実させることができたり、分担を減らすことができます。そのためにも、未加入の方をお誘いし、地域活動の担い手を増やしていくことが不可欠です。

町内会・自治会に加入している、していないにかかわらず、生活していくうえでは誰もが「地域」と密接にかかわっています。例えば、自宅から勤め先に向かうとき、学校に通うとき、買い物に出かけるとき、そのとき目にする風景は、その人が生活する「地域」そのものです。自分が生活する「地域」を、みんなでより良くしていくために、協力し合うことが、今、求められています。

加入のお誘いの進めかた

加入を呼びかける際は、町内会・自治会からの案内状、規約、事業計画書、広報紙、加入申込書等を用意し、押し付けがましくならないように心掛けます。初回は案内状などで、この地域でともに生活することを歓迎する気持ちを前面に出して、その後、段階的に会への理解を得てから、加入の手続に移る方が望ましいです。

また、町内会・自治会の行事に「体験」という形で参加してもらい、具体的な活動の様子を知ってもらうことも有効です。

加入のお誘いで強調すべき点

最近では、町内会・自治会に加入することでどのようなメリット、デメリットがあるのか、を考慮する方が多いように見受けられます。

そこで、どんな年代、家族構成であれ、気になることとして挙げられる治安、防犯などの問題と、震災などの災害時の対応をアピールしてみましょう。とりわけ、大災害時には自治会・町内会による避難誘導や助け合いが不可欠ですし、避難所の運営も町内会・自治会が中心となります。そうした役割を十分に説明して加入を呼び掛けることが効果的です。

加入のお誘いで気を付けること

加入を嫌がる方からは「役が回ってくるのが嫌だから…」という声がよく聞かれます。役員の負担を軽くしたり、やりがいを伝えて「嫌な仕事」という印象を無くすことが理想ですが、それには時間がかかりますし、まして引越して来たばかりで地域の事情が分からない方にとっては、不安が先立つのはやむを得ないことです。

そのため例えば、転居してきた方が新しい環境に慣れる時間を見越して「加入後〇年間は役員に就かない」と取り決めを作っている町内会・自治会もあります。そうした配慮についても、総会などでみんなで話し合っただけで決めることが大切です。

町内会・自治会と管理組合の違い

町内会・自治会に似た組織として、マンション等で組織される「管理組合」があります。「管理組合」でもコミュニティ活動（親睦活動）を行っているところもありますが、町内会・自治会と管理組合の大きな違いは次の二点です。

【組織を規定する法律】

町内会・自治会：なし（自主的に組織された団体）
管理組合：建物の区分所有等に関する法律

【会員の資格】

町内会・自治会：主に区域内に居住する人
管理組合：該当する物件（部屋）を所有する人

つまり、管理組合は共有財産の管理を主たる目的としており、会員資格として、そこに暮らしているかどうかは関係ありません。また、法律に基づいて、必ず組織しなければなりません。

町田市内のマンションに住む人の中には、管理組合があるから、という理由で町内会・自治会に加入していない例があります。しかし、コミュニティ活動を主たる目的とする町内会・自治会の意義は、マンションに住んでいても戸建てに住んでいても同じです。町田市では管理組合とは別に町内会・自治会を設立し、コミュニティ活動を促進するためのお手伝いもしています。



9 連合会について

連合会とは

町田市には、町内会・自治会の連携と相互の親睦・発展を目的とした連合組織として、町田市町内会・自治会連合会があります。また、町田市町内会・自治会連合会には、市内を10の地区に分けた「地区連合会」が組織されています。

なお町田市町内会・自治会連合会は1958年に設立され、約60年の歴史があります。

連合会の活動

町田市町内会・自治会連合会は、会員である各町内会・自治会の会長や、連合会の役員を対象とした独自の研修を実施しているほか、警察や消防との連絡調整や行政（町田市）の事業にも携わることがあります。

各地区の地区連合会は、地区ごとの親睦を深めるための活動を主に行っています。そして、町田市が「協働による地域社会づくり」として推進している「地区協議会」においても、地区連合会が主要構成団体のひとつとなっており、地域の課題を解決すべく、積極的に活動を進めています。

連合会の加入

町田市町内会・自治会連合会へ加入する際は、各地区の代表者に申し出てください。町田市町内会・自治会連合会あるいは地区連合会のみへの加入はできません。

連合会に加入すると

町田市町内会・自治会連合会は、各町内会・自治会の連携と、相互親睦を目的とした組織ですが、最近では、行政（町田市、警察、消防等）との連携も増えています。そのため、行政から町内会・自治会には、さまざまな情報が提供されます。

また、災害が発生した場合に備えて開催される避難所運営のための会議や防災訓練は、地区連合会が中心となっています。

普段の活動においても、お祭りの合同開催や、協力してパトロールを実施、また、運営に必要な備品を融通し合ったりしながら、各町内会・自治会の負担を軽減する工夫をしていますので、未加入の町内会・自治会は加入について積極的に検討してみましょう。



10 補助制度について

補助制度とは

町内会・自治会は、地域ごとの特色を活かしながら、さまざまな活動を行っていますが、その活動を支援し、地域の発展を目的として、町田市では町内会・自治会に対する複数の補助制度を設けています。

補助制度のしくみ

市の補助は、全ての制度で補助の目的があらかじめ決まっており、その目的に合致し、制度ごとの条件を満たす場合、町内会・自治会でその補助制度を利用いただくことができます。また、補助制度を利用した場合は、その実績を報告していただく必要があります。

補助制度の種類

町内会・自治会を対象とした町田市の補助制度には以下のものがあります。各補助制度の詳細につきましては、後半の《資料編》を参照してください。

- ・町田市町内会・自治会補助金（☞34 ページ）
- ・町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金（☞34 ページ）
- ・町田市町内会・自治会連合会補助金（☞35 ページ）
- ・町田市町内会・自治会地区連合会交流事業補助金（☞35 ページ）
- ・一般コミュニティ助成事業助成金（☞35 ページ）

全ての補助制度において、申請等の手続きにあたっては、要件が規定されています。（たとえば、他の補助制度との併用ができないもの、対象となる事業や経費が限定されているもの等。）

各制度の詳細につきましては、市民協働推進課（電話：042-724-4358）までお問い合わせください。



町田市では、町田市町内会・自治会連合会に加盟している町内会・自治会を対象として、「市政懇談会」と「市長と語る会」を開催しています。

「市政懇談会」とは

地域の皆様と、市長をはじめ各部の管理職が、市政について意見交換を行う場です。毎年 10 月から 11 月にかけて、主に地区ごとに開催しています。

具体的な事業について、担当している部から詳しい話を聞くとともに、皆様から直接質問することができる数少ない機会であるため、どの地区の「市政懇談会」でも、活発な意見交換が行われています。

連合会に加盟している町内会・自治会の皆様は、お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。

「市長と語る会」とは

「市長と語る会」は、市長から市政に関する新しい動きについて話を聞いたり、逆に、町内会・自治会の皆様から市長に地域のお話をお話いただいたりする、和やかな歓談の場です。



11 地縁による団体の認可（法人化）について

地縁による団体とは

町内会・自治会は、地域的なつながりによって組織される自主的な団体ですが、所定の手続きを経て認可されれば、法人とすることができます。この「法人」のことを、地方自治法第260条の2の規定に基づき、「地縁による団体」といいます。

「地縁による団体」は、地方自治法の規定に基づいて市長が認可するもので、いわゆる「法人登記情報」等も、市で管理しています。

地縁による団体のメリット

「地縁による団体」として法人格が認められると、町内会・自治会の名義で契約の主体とすることができます。例えば、金融機関の口座は、代表者の氏名を名義とする必要がありますが、「地縁による団体」であれば、町内会・自治会名で口座を開設することができます。

また、町内会・自治会の名義で不動産登記が可能となるため、役員複数名（共有名義）で保有している土地や建物等の権利関係を整理できます。

地縁による団体の認可手続き

「地縁による団体」の認可申請は、市民協働推進課で受け付けています。申請のためには、規約・会則を改正したり、さまざまな書類を作成する必要がありますので、事前にご相談ください。

また、通常は、認可申請書を提出していただいた後、約一ヶ月で結果をお知らせいたします。

申請に必要な書類や、その内容については、町田市ホームページで公開している「認可地縁団体ハンドブック」を参照してください。（紙媒体での配布は行っていません。）



認可後の手続きについて

「地縁による団体」として認可された後、以下の場合は所定の手続きが必要です。

- 代表者が変更となったとき
- 告示事項（規約に定める、名称、区域、事務所所在地、目的等）を変更したとき
- 印鑑の登録、変更、印鑑の登録の解除を行うとき

いずれの場合も、認可を申請したときと同様、市長の認可等が必要ですのでご注意ください。

掲示物等ご協力のお願い

町田市では、「広報まちだ」等で市の事業について情報を発信していますが、紙面のスペースや発行のタイミング等の制約もあり、十分に内容をお伝えできないことも少なくありません。

そこで、町内会・自治会の掲示板にポスターを掲示していただきたい、という依頼もあります。

【市民協働推進課でとりまとめて発送するもの】

以下の条件を全て満たすポスター等

- ①町田市町内会・自治会連合会の地区長会で、発送の承認が得られたもの
- ②市内全域の町内会・自治会に宛てて発送するもの
- ③原則として、市役所内の各部署から依頼するもの

【発送先】

- ・町内会・自治会の代表者、もしくは代表者が指定した担当者

※発送先は「活動届」で確認しています。

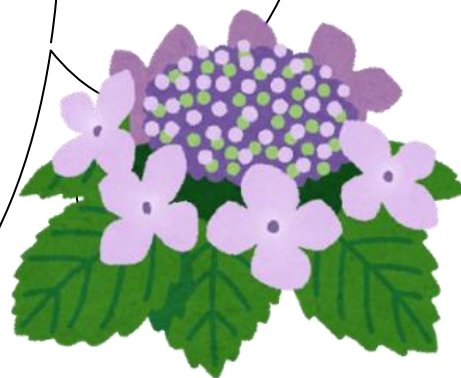
※発送先の変更は、お電話等で随時承ります。

※書類の提出や、変更のご連絡のタイミングによっては、次回の掲示物等の発送までに、情報の反映が間に合わないことがあります。

【発送スケジュール】

- ・毎月1日と15日

※該当する日が土日祝日の場合は次の平日を予定



12 新型コロナウイルス感染予防について

総会開催について

総会を行う時の注意事項については、7ページをご参照ください。

回覧物等について

回覧板を回す時は、感染を予防するため以下の例を参考に町内会・自治会で相談の上おこなってください。

- ・回覧板を手渡しではなく、郵便受けに入れて回し直接人と会わない様に回覧をする。

- ・回覧をする回数を減らし、人との接触を減らす。

※町田市からの回覧・掲示物については、町田市町内会・自治会連合会のホームページでもご覧いただけます。ご活用ください。

町内会・自治会の活動について

市の施設については、以下の感染予防対策を行っています。集会施設を利用する際に参考にしてください。

利用者にお願いをすること

- ①検温をしてから来館してください。
- ②施設入退館の際に、手と指の消毒をしてください。
- ③換気をしてください。
- ④他の人との距離を2メートル以上取ってください。
- ⑤マスクを着用してください。
- ⑥飲食はご遠慮ください（水分補給は可能です）。
- ⑦活動終了後は、備品やドアノブの消毒をしてください。

施設管理者が行うこと

- ①消毒液の設置
- ②施設全体の換気
- ③共用部分（トイレ、エレベーター、階段のてすりなど）の消毒

※最新の情報については、町田市ホームページをご確認ください。

町内会・自治会活動を行う際にも、3密（密集・密閉・密接）を避け、活動後は手洗いを徹底するなど、感染予防対策を行ってください。



町内会・自治会の
お悩み解決事例集
(Q&A)

～ 町内会・自治会のお悩み ～
こんな工夫をしています！



加入世帯が減って困っているのだけど、どうしたら良いですか。

私たちの町内会では、高齢者世帯が「自治会活動に参加できない」を理由に退会を申し出ていました。役員や班長の輪番を外し、負担を軽くすることで、活動に参加しやすくしています！



うちの自治会は、子育て世代の負担を軽くするよう、会員全員で協力しています。ここに住んでいて良かった、と思ってもらえることが第一です！



転入者に、加入を効果的に呼びかけるにはどうしたら良いですか？

転入者には、あいさつを欠かしません。
また、体験入会という形で、町内会の盆踊り等にお誘いしています。



子ども同士の繋がりを、自治会でも大切にしているので、自然と、親御さん同士の繋がりが広がって、加入者が増えています。





個人情報の取扱で、会員からの苦情が絶えず、困っています。

名簿の作成にあたって、自治会独自の「個人情報取扱規則」を策定しました。町田市と町田市町内会・自治会連合会が作成したマニュアルが参考になりました！



名簿を作成するときには、面倒でも、全会員に対して、個別に同意を得るようにしています。もちろん、同意してもらえなかった場合は、無理に掲載することはしていません。



役員の世代交代が進みません。高齢の方ばかりに負担をかけるわけにもいかなくて・・・

役員になると面倒くさい、というイメージを払拭するため、役員の人数を増やして一人あたりの負担を軽くすると同時に、役員の仕事の分担を見直しました。



役員が担当する仕事をマニュアルにまとめました。こうすることで、誰もが同じように役員に就ける環境を整えました。





若い世代が町内会活動に参加してくれません。何か工夫はありますか。

若い世代ほど、参加のメリットやデメリットを見極める傾向にあるので、若い世代向けの子育てに関する講座を新たに始めました。懇親の席も用意したので、参加者も多くて、なかなか好評です。



やりたくないことを無理強いするのではなく、サークル活動を積極的に支援し、好きなことを地域に活かしてもらう制度を導入したところ、徐々に若い世代の参加が増えています。



マンションに住んでいる人たちへはどのように加入を呼びかけたら良いですか。

管理組合を通じて、説明会を開催しました。その際、市の市民協働推進課にも協力してもらうことができました。説明会は好評で、多くの方が加入してくれました！



マンションの建設時に事業者に連絡して、分譲時に加入を呼びかけてもらうよう、交渉したところ、販売の説明会のなかで、活動を紹介していただくことができました。早めの対応が重要です！





行事やイベントが多くて、正直、大変です。

自治会としてやるべきことを整理して、お祭りなどは、実行委員会形式に変えました。その結果、お祭りも以前より企画が増えて、大勢の人が参加して盛り上がるようになりました！



行事やイベントごとに、担当する役員を決めて、仕事を割り振りました。その代わりに、他の役員も積極的に協力することを条件としたため、結果的に、結束力が強くなりました。



政治や宗教のような活動とはどのように切り分けていますか。

従来からの慣例で、神社への寄付金やお寺のお札の購入を町内会で案内していたのですが、町内会には様々な考え方の人がいるので、今はやっていません。その分、役員負担も減りました。



神社への寄付金を自治会の予算として計上していましたが、間接的に寄附を会員に強制することになり、退会者が後を絶たなかったのですが、最近は自治会として寄付金を予算化することはなくなりました。もちろん、退会した人もまた加入してくれました。





役員の任期や交代のコツはありますか。

私たちの自治会はマンションですが、管理組合の理事を一年務めた翌年が自治会の役員となるようにしたところ、役員の選任で苦労することはなくなりました。



私たちは、役員の任期は2年としています。改選は毎年半数ずつ行うので、引継ぎも運営に携わりながらスムーズに行えています。



会費の使途として、役員会での飲食に充てるのは不適切でしょうか。

一部の人だけに会費が使われるようなことになると、どうしても不公平感が拭えないので、飲食が必要なときは負担感を強く感じない額での会費制にしています。



会費を飲食に充てることはありますが、総会で予算や決算について説明するときに、必要性を説明しているので、特に会員からの異論は出ていません。





町内会のメリットを尋ねられると、正直困ってしまいます。どのような点を回答したら良いですか？

お祭りや行事が挙げられます。お祭りや行事は、地域が力を合わせてはじめて実現できるもので、特に子どもたちにとってはかけがえのない思い出になります。



災害が起きた場合、行政からの支援が届くまでの間は、自分で何とかしなければなりません。その時に、力を合わせて困難を乗り越える組織が町内会です。町内会には独自の備蓄品もありますし、避難所も町内会が中心となって運営することになるので、大きな安心感を得ることができます。



自分たちの町内会・自治会だけでは、事業に行き詰まりを感じています。

私たちは、餅つきを隣の町内会と合同で実施しています。発端は、加盟している地区連合会の会議で相談したことが始まりです。いまではお互いの町内会にとって一大イベントです。



地区連合会の会議で情報交換をしています。また、地区連合会が加盟している町内会・自治会以外のさまざまな団体と知り合うことができ、今後の連携も検討しています。





役員や、清掃の当番が回ると退会する、という声が相次いでしまい、対応に困っています。

当番は、一人ひとりの負担を軽くするために、期限を設けている制度です。順番に役割を務めることで、自分が当番でないときにも住みよいまちが維持できるのです。



仕事や介護、子育てなど、特別な事情がある場合は順番を融通することにしています。その代わりに、できることは何かを尋ねて、できる範囲で活動に協力してもらうようにしています。



「プライバシーを守りたい」、「干渉されたくない」という声には、どのように対応したら良いですか？

会員だからプライバシーがない、ということではなく、会員同士であるがゆえにお互いを尊重することができるから、プライバシーを守ることにつながっています、と説明しています。



警戒心を抱くのは、「知らない人」だからです。「知り合い」であれば、同じ「地域」で生活する者同士として、いざというときに支え合うことが可能です。





《資料編》

町田市や東京都の補助制度

目的別の問い合わせ先

(町田市、警察、消防、社会福祉協議会等)

◎ 町田市の補助制度

【町内会・自治会向け】

○ 町内会・自治会補助金 【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

町内会・自治会の活動費・運営費への補助金です。

対象は、すでに設立の届出がある 21 世帯以上の団体です。

補助金額は、1 団体につき基本額+世帯額+掲示板設置・修繕額の合計です。

- ・ 基本額 12,000 円
- ・ 世帯額 200 円×4 月 1 日現在の世帯数
- ・ 掲示板補助 補助率 1 / 2
(上限金額：設置 50,000 円、修繕 20,000 円)

(例) 300 世帯ならば、12,000 円+(200 円×300 世帯)=72,000 円です。

○ 町内会・自治会等集会施設整備事業補助金 【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

単一の町内会・自治会又は複数の町内会・自治会で構成する団体が設置する集会施設の整備に対する補助金です。

補助金額は、補助対象経費（設計監理費、建築工事費、アドバイザー費など）の 2 分の 1（太陽光発電関連設備設置工事を除く）です。ただし、補助対象事業ごとに要件があります。

- ・ 新築工事の要件
…延べ床面積が 10 平方メートル以上 250 平方メートル以下であること。
上限額は 1,500 万円です。
- ・ 改修工事の要件
…補助対象経費が 30 万円以上で、新築後 10 年、改修後 5 年を経過していること。上限額は、500 万円です。
- ・ 太陽光発電関連設備設置工事の要件
…太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力を基準に 1 キロワットあたり 25,000 円。ただし、上限は 150,000 円。
蓄電池システムは 1 台につき 50,000 円。
- ・ 維持管理計画書作成の要件
…10 万円が限度です。（※原則として 1 施設 1 回限りです。）

※この補助金は、事前に事業計画の申請が必要ですので、計画がある場合は、お早めにご相談ください。申請締切時期等の詳細については『集会施設整備のためのガイドブック』を参照してください。町田市ホームページに掲載しています。

◎ 町田市の補助制度

【町田市町内会・自治会連合会、各地区連合会向け】

○ 町田市町内会・自治会連合会補助金

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

町田市町内会・自治会連合会に対し、地域住民の共同活動の振興と福祉の増進に寄与することを目的とし、市連合会が実施する市民要望の実現に向けた研修会等の開催、町内会・自治会への加入促進などさまざまな事業・活動に要する経費の一部を補助しています。

○ 町田市町内会・自治会地区連合会交流事業補助金

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

各地区の町内会・自治会連合会が地域コミュニティの活性化を目的として実施する交流事業に要する経費の一部を補助しています。

補助の対象となる事業は地区内における市民の交流を促進するために自主的に実施する運動会・ウォーキング大会等です。

○ 一般コミュニティ助成事業

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行っている制度を利用するものです。

事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、助成対象はコミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関することとなっています。

【その他】

○ 自主防災組織補助金

【防災安全部防災課 TEL042-724-2107】

自主防災組織の防災・防犯活動に対する補助金です。対象は、自主防災組織として市へ編成届が届出されている21世帯以上の団体です。

補助金額は、1団体につき16,000円+(100円×4月1日現在の世帯数)です。

なお、前年度に補助金の交付を受けている場合は、その用途等を報告する『補助金実績報告書』が提出されている必要があります。

※補助金の申請については、例年9月末が提出期限となっています。

◎ 東京都の補助制度

【 町 内 会 ・ 自 治 会 、 連 合 会 等 向 け 】

○ 地域の課題解決プロボノプロジェクト

【東京都都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 TEL03-5388-3166】

企業の社員等の業務経験やスキルを活かしたボランティア活動「プロボノ」の仕組みを取り入れた「地域の課題解決プロボノプロジェクト」により、積極的に取り組む町内会・自治会の活動を支援していきます。

利用する場合は、入門講座に参加する必要がありますので、詳細につきましては東京都にお問い合わせください。

○ 地域の底力発展事業助成

【東京都都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 TEL03-5388-3166】

東京都が実施する、東京都内に所在する町内会・自治会を対象とした助成事業です。

地域活動の担い手である町内会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組（催し・活動等）を支援しています。

対象となる事業、助成金額、申請時期（期間）、申請や報告に必要な書類が細かく規定されている制度ですので、詳細につきましては東京都にお問い合わせください。

※町田市市民協働推進課で、助成のガイドブックと事例集をお配りしています。

○ 「地域活動支援アドバイザー派遣」制度

【東京都都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 TEL03-5388-3166】

町内会・自治会が抱えている課題や悩み事に対し、「地域活動支援アドバイザー」という専門家を派遣し、町内会・自治会の皆さんへのアドバイスや意見交換を通じて、課題や悩みごとの解決をお手伝いする制度です。詳細につきましては東京都にお問い合わせください。

※上記の制度についての詳細は、東京都町会・自治会活動支援ポータルサイトにも掲載されています。

※ポータルサイトURL

<http://www.chokai-jichikai.metro.tokyo.jp/>

◎知っておくと便利ないろいろ

○ 警察署の名前を使うには

【町田警察署生活安全課防犯係 TEL042-722-0110】

【南大沢警察署生活安全課防犯係 TEL042-653-0110】

防犯や不法投棄禁止等のチラシに警察署の名前を使用したい場合は町田警察署生活安全課防犯係及び南大沢警察署生活安全課防犯係にご相談ください。

○ 町田防火防災コーディネーター講習

【町田消防署警防課 防災安全係 TEL042-794-0119】

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年の町田市内における防火防災訓練の実施数が、前年から約6割減少（町田消防署調べ）しているなど、防災意識の維持や防災力の向上が困難な状況にあります。

町田消防署が令和2年12月に市内の全町会・自治会長を対象に実施した防火防災に係るアンケート調査によると、今後「町会・自治会の町全体で行う発災対応型訓練」の実施を希望する町会・自治会は約3割ありました。

本講習会はこのような発災対応型訓練を実施するために必要なスキルを学ぶことができます。

講習会の目標は、図上訓練や実動訓練を通じて震災初期の防災行動力を身に着けるとともに、地域の住民に対して実践的な防火防災訓練の手法を主導し、災害対応に着手する優先度を判断して、自立した防災活動を調整できる人材を地域の中から育成することです。

また、講習会参加者が地元町内会等において計画した訓練を積み重ねることにより、実際に震災が発生した時、地域の住民が積極的に自助・共助力を発揮して、地震による被害を最小限とすることを目的とします。

令和3年度は、9月の開催を予定しています。詳細及び申し込みにつきましては、町田消防署又は町田消防署の各出張所にお問い合わせください。

○ 総合的な防火防災診断

【町田消防署警防課防災安全係 TEL042-794-0119】

令和2年中、町田市内の火災件数は、103件で、そのうち住宅火災は44件（約43%）となっています。

住宅火災を減らすために、町田消防署では「防火防災診断」を実施しています。防火防災診断は、消防職員が各家庭を訪問し、防火防災対策について聞き取り調査と必要な対策をお知らせするものです。

また、火災で亡くなる方の多くが65歳以上の高齢者であることから、特に高齢者世帯に対しては、「総合的な防火防災診断」を実施しています。総合的な防火防災診断では、職員が室内に入って、たこ足配線などの「火災危険」、家具の転倒などの「震災危険」、段差などの「家庭内事故危険」などの安全点検を行い、その結果に基づき、必要な対策をお知らせいたします。

火災など、ご自宅に潜む危険を知るためにも、ぜひ総合的な防火防災診断を受けてみてください。総合的な防火防災診断の詳細につきましては、町田消防署までお問い合わせください。

○ ボランティア保険

【市民部市民協働推進課 TEL042-724-4358】

市内でのボランティア活動におけるケガ等の事故に備えて、町田市ではボランティア保険に加入しています。制度の利用方法、適用される条件等の詳細につきましては、市民協働推進課までお問い合わせください。

○ 町内会・自治会向け「消費生活出前学習会」

【市民部市民協働推進課消費生活センター TEL042-725-8805】

日々、消費生活相談を受けている専門の相談員がみなさまの地域に出向き、実際にあった相談事例に基づき、旬の情報をお届けします。いつわが身に降りかかってくるか分からない悪質商法からご自分や家族、地域の方を守るために、ぜひご利用ください。詳しくは、市民協働推進課消費生活センターまでお問い合わせください。

○ 消費生活相談

【市民部市民協働推進課消費生活センター相談室 TEL042-722-0001】

「自分だけはだまされない！」なんて思っていないですか？ 事業者との契約トラブル、架空請求、しつこい訪問販売や電話勧誘販売など、困ったときはご相談ください。

○ 市民協働での落書き消しについて

【防災安全部市民生活安全課 TEL042-724-4003】

落書きは、犯罪の芽です。落書きを放置することにより、この地域が軽微な犯罪に対して無関心であるというサインとなり、犯罪者が犯罪を起こしやすい環境を作り出す原因のひとつであるといわれています。

町田市では安全安心なまちづくりをしていく上で、落書きのような軽微な犯罪を見逃さないことが大切であると考え、地域の方と協働で落書き消しを行っています。お住まいの地域で落書き消しを行う際は、市民生活安全課までご連絡ください。

○ 防犯活動物品の貸与について

【防災安全部市民生活安全課 TEL042-724-4003】

パトロールや子供の見守り等の防犯活動は、目立つ姿で行うことが、防犯効果を高めることにつながります。

町田市では、自主的に防犯活動を行う「自主防犯団体」として登録いただいた町内会・自治会などに対し、防犯腕章、防犯キャップ、防犯ベスト等の防犯活動物品の貸与を行っております。細については、市民生活安全課までお問い合わせください。

○ 防災訓練での起震車訓練及び防災講話

【防災安全部防災課 TEL042-724-2107】

自主防災組織等(町内会・自治会等)による20名以上が参加する防災訓練では、町田市が所有する起震車を使用した震度体験を行うことができます。

また、「町田市の震災対策」について防災出前講座も行っております。

お問い合わせ及びお申込みは防災課までご連絡ください。費用の負担はありません。

※起震車訓練については、半年前からの申込となり、9月から11月の土日祝日が訓練実施日の場合は抽選となります。

※起震車訓練を申し込まれる際のご注意について

町田市の起震車は、製造からすでに15年以上が経過し、メーカーの補修用部品の保有期間も終了しており、部品の在庫がまったくありません。そのため、設備や部品が老朽化し、故障がいつ発生するか予測できない状態にあります。起震車は非常に高額であるため、昨今の市の財政状況に鑑みると、買い替えも非常に難しいところです。車両の整備には万全を期しておりますが、万が一、故障その他の不具合が発生した場合には、直ちに訓練を中止させていただきます。

また、故障の内容によっては修理の目途も立たないため、訓練の振替日も設定できません。これらのことを予めご了承の上、お申し込みくださいますようお願いいたします。

○ 「避難行動要支援者名簿」の提供について

【地域福祉部福祉総務課 Tel042-724-2133】

町田市では、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な方を対象とした「避難行動要支援者名簿」（身体障害者手帳1級及び2級、愛の手帳1度及び2度、要介護度3から5のいずれかに該当する方を掲載）を作成しており、希望する町内会・自治会に一定の手続きの上、この名簿を提供しています。

詳しくは、福祉総務課までお問い合わせください。

○ 高齢者の見守り・地域の高齢者に関する相談

【いきいき生活部高齢者福祉課 Tel042-724-2140】

【各高齢者支援センター・あんしん相談室】

町田市では、高齢者の方のための総合相談窓口として、高齢者支援センター（地域包括支援センター）とあんしん相談室を市内に各々12カ所設置しています。

社会福祉士や保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職が、地域での高齢者の見守りや地域の高齢者に関するご相談に、来所・電話・訪問で応じます。

お住いの地域により、担当のセンター・あんしん相談室が決まっておりますので、表でご確認ください。（49・50・51 ページ）

○ 「介護予防普及啓発講座」

【いきいき生活部高齢者福祉課 Tel042-724-2146】

町内会・自治会に講師を派遣し、フレイル予防・運動・口腔・栄養改善・認知症予防に関する講座を行います。地域の健康づくりの取組みとして、ぜひご利用ください。詳しくは、高齢者福祉課までお問い合わせください。

○ がん検診について

【町田市保健所健康推進課 Tel042-725-5178】

町田市民の死因第1位であるがんは、予防や早期発見、早期治療が必要です。

町田市では胃がんリスク検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診を実施しています。各がん検診を受ける際には受診券やご案内はがき等は不要です。実施医療機関に直接、予約をしていただければ受診できます。

受診できる年齢、受診期間など詳細につきましては、保健所健康推進課へお問い合わせください。



町田市ホームページ
「がん検診のご案内」

○ ゲートキーパー養成について

【町田市保健所健康推進課 TEL042-724-4236】

ゲートキーパーとは、悩みを抱える方から相談された際や周囲に対する気づき・声かけ・傾聴を通じ、適切な相談機関につなぐことが期待される人のことです。特別な資格ではなく、誰でもなることができます。悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらよいかわからない」、等の状況に陥ることがありますので、周囲の人々が悩みを抱えた人を支援するために、ゲートキーパーとして活動することが求められる時があります。

ゲートキーパーの詳細、悩みの相談先一覧については右記の QR コードから悩みの相談先一覧が掲出されますので、ご活用ください。



町田市ホームページ
「悩みの相談先一覧」

○ 犬・猫のマナー啓発看板

【保健所生活衛生課 TEL042-722-6727】

犬のフン尿の後始末、犬の放し飼い禁止、猫の飼育マナーなどの啓発看板（A4サイズ）を無料で提供しています。

○ ねずみ・衛生害虫対策

【保健所生活衛生課 TEL042-722-7354】

ねずみ、蚊、ハチなどの対策は生活衛生課にご相談下さい。

駆除方法などをお知らせいたします。必要な方には、駆除の専門業者団体の紹介を行っています。

○ 夏祭り等での食品の提供について

【保健所生活衛生課 TEL042-722-7254】

夏祭り等で焼きそばや焼き鳥などの食品を提供する場合、保健所生活衛生課にご相談下さい。事前に届出をいただくことにより、食中毒等を防止するための衛生管理についてご説明いたします。

○ 子ども会等、地域の子どもの活動をお手伝いします

【子ども生活部児童青少年課各子どもセンター】

工作、遊び、調理活動等、地域の子ども会などの活動等を、プログラム作りから当日の指導までお手伝いしています（プログラムサービス）。

ご希望があれば出張サービスも行っています。午前10時～午後6時までの間に各子どもセンターにお問い合わせください。

なお、毎週火曜日（祝日の場合は翌日）は休館日となります。

○ **外来生物防除事業** 【環境資源部環境・自然共生課 TEL042-724-4391】

外来生物のアライグマ・ハクビシンが自己所有のご自宅に住み着いてお困りの方、環境・自然共生課にご相談下さい。

ご相談の結果、申込まさせていただきますと、駆除業者を派遣いたします。

なお、屋外で見かけた個体や、ほかの生きものは対象とはなりません。

○ **ごみの不法投棄対策** 【環境資源部 3R 推進課 TEL042-797-7111】

「町田市」「町田警察署」「南大沢警察署」が表記された不法投棄対策の看板を無料で貸し出しています。また、看板以外の対策についても相談することができます。

○ **町内会・自治会向け「資源とごみの出前講座」**
【環境資源部 3R 推進課 TEL042-797-0530】

市の職員が皆様の地域に出向き、資源とごみについてわかりやすく説明します。地域でのごみ減量活動の一環として、お気軽にご利用ください。詳しくは、3R 推進課または地域のごみ減量サポーターまでお問い合わせください。

○ **地域美化活動のごみの処理** 【環境資源部 3R 推進課 TEL042-797-7111】

地域美化活動で公共の場所を清掃したときに集めたごみを出すときには、ボランティア袋を利用できます（事前に登録が必要です）。

ボランティア袋を使用する際は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別して分けて入れ、各家庭に持ち帰り戸別に排出してください。また、それらが困難な場合には、3R 推進課にご相談ください。

○ **資源とごみの集積所** 【環境資源部 3R 推進課 TEL042-797-7111】

集積所を開設・移動・廃止したいときは、届出が必要です。届出後、道路状況等収集車の通行に支障がないかなどについて、現地の確認を行います。

○ 動物の死体を見つけた時 など

【環境資源部 3 R 推進課 TEL042-797-7111】

道路等で亡くなっている動物は市で収容します。見つけた際 3R 推進課へご連絡ください。

飼われていた動物の動物霊園での火葬を希望される場合は有料で収容します。
(一体につき 2,500 円)

○ 地域資源回収

【環境資源部 3 R 推進課 TEL042-797-0530】

資源物（新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、紙パック、古着、ビン、カン）を地域で自ら回収していただくものです。回収量に応じて、市が奨励金をお支払いします。

奨励金の支給を受けるには、あらかじめ回収団体としての登録が必要です。詳しくは、3 R 推進課までお問い合わせください。

○ イベントごみ減量支援制度

【環境資源部 3 R 推進課 TEL042-797-0530】

夏祭りなどのイベントを実施すると、大量のごみが発生しませんか。きちんと分別されていないければ、資源となるものが混ざってしまっているかもしれません。

市では、イベント時に出るごみを分別してもらい、ごみの減量を支援する「イベントごみ減量支援制度」を設けています。制度について詳しく知りたい方は、3 R 推進課までお問い合わせください。

○ 大型生ごみ処理機貸出

【環境資源部 3 R 推進課 TEL042-797-0530】

10 戸以上の方が構成する団体に対し、無償で大型生ごみ処理機の貸出を行っております。燃やせるごみに含まれる生ごみを堆肥化することにより、燃やせるごみの減量を図ることができます。また、利用される方は毎日生ごみを出すことができます。

詳しくは、3 R 推進課までお問い合わせください。

○ 公害に関する相談

【環境資源部環境保全課 TEL042-724-2711】

近隣の事業所等による大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動等にお困りの際は、環境保全課にご相談ください。

○ ごみのポイ捨て・歩きたばこ防止啓発看板

【環境資源部環境保全課 TEL042-724-2711】

ごみのポイ捨て及び歩きたばこの防止を図るため、啓発看板の無料貸し出しを行っています。看板は、大サイズ(横型 40cm×60cm) 中サイズ(横型 25cm×35cm)、小サイズ(縦型 A4 サイズ) の3種類があります。

○ 火災や災害によりごみが出たとき【環境資源部資源循環課 TEL042-797-2732】

火災や災害により出たごみにつきましては、搬入手数料を減免できる場合があります。手数料の減免には事前申請が必要です。火災減免のお手続きには現地確認等が必要になるため、1週間ほどお時間をいただきます。

詳細は資源循環課へお問い合わせください。

○ 市民通報アプリ・まちピカ町田くん 【道路部道路管理課 TEL042-724-3257】

町田市が管理する道路(道路・歩道の破損、街路灯の球切れ、放置自転車など)、公園(遊具等の破損、園内灯の球切れ、危険物など)、街区表示板の不具合状況や、市内の生きもの(野生のほ乳類、鳥、両生類・は虫類、魚など)の発見報告を速やかに通報・レポートできるアプリです。

時間帯によっては、メールによる通報を市が確認できない場合がありますので緊急時は電話による通報をお願いいたします。

ダウンロードは各ストアから！

iPhone をお使いのかた

Android をお使いのかた



○ **道路上に放置された自転車等の撤去** 【道路部道路管理課 TEL042-724-3257】

町田市道路上に放置された自転車及び 50cc 以下のバイクは、まず警察に盗難届が出ているか確認してください。盗難届が出ていない場合は、木曽自転車保管場所 (TEL 042-791-4366) にお電話ください。ご連絡の際には、市民通報アプリ「まちピカ町田くん」もご利用ください。

町田市道路上にある 50cc 以上のバイク・自動車は警察と道路管理課にご相談ください。

※私道上、私有地内、団地内の放置自転車等は、市では撤去できません。

- ・私道上、私有地内の放置自転車等：地権者にご相談ください。
- ・団地内の放置自転車等：団地の管理者にご相談ください。
- ・都道上の放置自転車等：東京都南多摩東部建設事務所 管理課監察担当にご相談ください。(TEL042-720-8629)

○ **街路灯が点かない** 【道路部道路管理課 TEL042-724-4245】
【街路灯・公園修理専用コールセンター
TEL0120-280-070】

お近くの街路灯が点かない場合は、地区を表す記号 (ABCD 等) と数字で表示する街路灯番号 (例えば「C-1234」) の確認をしたうえで専用のコールセンター又は、道路管理課へご連絡ください。へご連絡ください。ご連絡の際には、市民通報アプリ「まちピカ町田くん」もご利用ください。

○ **道路に穴があいていた** 【道路部道路管理課 TEL042-724-4245】

道路の穴や側溝の破損にお気づきの方は、場所を確認のうえ道路管理課へご連絡ください。ご連絡の際には、市民通報アプリ「まちピカ町田くん」もご利用ください。

町田街道、鶴川街道、鎌倉街道など都道での道路補修のお問い合わせ先

《平日昼間》 → 東京都南多摩東部建設事務所補修課 TEL : 042-720-8651

《夜間・休日》 → 都道管理連絡室 TEL : 03-3343-4061

国道 16 号線、国道 246 号線など国道での道路補修のお問い合わせ先

→ 国土交通省道路局 道の相談室 TEL : 0120-106-497

○ **狭あい道路や私道整備・移管** 【道路部道路管理課 TEL042-724-1147】

狭あい道路 (4 m 未満の公道) や私道の整備・移管については道路管理課にご相談ください。一定の条件を備えたものは補助が受けられます。

○ 街区表示板が破損している・外れている

【都市づくり部土地利用調整課 TEL042-724-4254】

街区表示板の破損等を見つけた場合は、土地利用調整課へご連絡ください。修繕または回収に伺います。ご連絡いただく際は、破損等を見つけた場所（付近の住所など）をお伝えいただきますようお願いいたします。また、市民通報アプリ「まちピカ町田くん」をご利用いただくと便利です。ぜひご活用ください。

※街区表示板…電柱等に設置されている、町名と街区番号（例：森野二丁目2）が表示されている、12cm×66cmの緑色または青色のアルミ製の板。

○ 空家対策

【都市づくり部住宅課 TEL042-724-4269】

空家をお持ちでお困りの方、今後空家になる可能性のある家屋を所有している方、周辺に空家がありお困りの方、住宅課にご相談ください。

市では、市内に家屋を所有している方を対象とした弁護士・司法書士・税理士・宅地建物取引士に相談できる窓口を第2・第4月曜日（祝日の場合は翌火曜日、弁護士への相談は第2月曜日のみ、司法書士・税理士への相談は第4月曜日のみ）に設置しております。また、建築士を空家アドバイザーとして町田市内に派遣しています。どちらも事前予約制となっておりますので、ご利用を希望される方は、住宅課までご連絡ください。

また、周辺に悪影響を及ぼしている空家につきましては、庁内の関連部署と連携して、改善に向けて取り組んでおりますので、空家の事で相談したいことがありましたら、住宅課までご連絡ください。

○ 公園清掃管理についての相談 【都市づくり部公園緑地課 TEL042-724-4399】

町田市には、約800箇所の公園や緑地があります。

市では、皆様に愛され親しまれる公園・緑地になるよう努めているところですが、そのためには身近な公園を利用する市民の皆様や地域団体のご協力が不可欠です。

市民の皆様や地域団体により構成されている公益的活動団体（現在約200団体）が、日頃から市との連携を強化しながら公園・緑地の清掃や除草、園内灯の点検確認などの維持管理活動を行っております。

皆様の地域でも、身近な公共施設である公園・緑地の維持管理を通じて、地元愛や親睦を育んでみませんか？

○ 地域のイベントや講座の相談 【生涯学習部生涯学習センター Tel042-728-0071】

生涯学習ボランティアバンクには、さまざまな知識や経験、特技などを持った個人・団体に登録いただいております。市民の皆さんの依頼に基づいて、町内会・自治会等の地域のイベントや講座・講演会、サークル活動などの支援をしています。

これまでに町内会・自治会のイベントでは、「アロマの手ごね石けん作り」や「交流を図りながら楽しむ健康レクリエーション」などの内容でご利用いただきました。イベント内容等でお悩みの際は、ぜひ生涯学習センターにご相談ください。

○ まちだサポーターズについて

【町田市オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課 Tel042-724-4442】

まちだサポーターズは、2013年の「スポーツ祭東京 2013」の町田市開催をきっかけに誕生した市民ボランティアです。FC町田ゼルビア・ASVペスカドーラ町田のホームゲーム、町田さくらまつり等、様々なイベントでご活躍いただいております。

現在、市内で開催される東京 2020 オリンピック聖火リレー及び自転車ロードレース等に向けて、一緒に活動してくれる方を募集しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

○ 町内会・自治会（小地域向け）「出張講演会」

【町田市社会福祉協議会 Tel042-722-4898】

出張講演会は、地域にお住まいの誰もが参加しやすい学習の機会や顔のみえるつながりづくり、地域活動へ参加するきっかけとさせていただくことを目的に、主に地域の町内会・自治会館等を会場として開催しています。

プログラムは「防災のまちづくり」「地域で支える成年後見制度」の2つをテーマに、「防災講演会」や体験型の「防災点検まちあるき」、「避難所運営ゲーム（HUG）」と「ご存じですか？成年後見制度」です。詳細につきましては、町田市社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

○ ボランティアについて

【町田市社会福祉協議会 町田ボランティアセンター Tel042-725-4465】

町田ボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する相談や情報提供などを行っています。また、各種講座（手話講習会、傾聴ボランティア、災害ボランティア・コーディネーター等の養成講座など）を開催しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

○ 心配ごと相談（電話相談）

【町田市社会福祉協議会 電話相談専用 Tel 042-729-5070】

日常生活における、困りごとや心配ごと、悩みごとについて、心配ごと相談員（民生委員）が電話でご相談に応じます。

毎週金曜日（年末年始、祝日を除く）、午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）まで実施しています。上記、電話相談専用番号へご連絡下さい。

○ ふれあいサロン・子育てサロン活動事業

【町田市社会福祉協議会 Tel 042-722-4898】

ふれあいサロン・子育てサロンは、ひとり一人が地域の中で孤立することなく、健康で安心した生活を送るための助け合い、支え合いの活動です。

現在、市内に70カ所以上のサロンがあり、お茶を飲みながらおしゃべりしたり、外出やミニコンサートを開くなど、多種多様な活動を地域住民が主体となって行っています。

当会のふれあいサロン・子育てサロンになるためには、一定の要件があります。詳細につきましては、町田市社会福祉協議会へお問い合わせください。

○ 「赤い羽根共同募金」・「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」について

【町田市社会福祉協議会 Tel 042-722-4898】

町田市社会福祉協議会が東京都共同募金会町田地区協力会の事務局となり、「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」の募金活動に取り組んでいます。

「赤い羽根共同募金」で寄せられた募金は、市内の高齢者福祉施設や障がい者福祉施設、児童福祉施設などの備品整備等のために配分され、活用されています。また小地域福祉活動費として、募金にご協力いただいた町内会・自治会の活動を支援するためにも使われています。

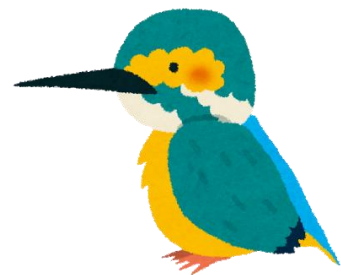
「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」で寄せられた募金は、市内で支え合い活動を行っている福祉団体・グループへ配分し、福祉のまちづくりを推進するために活用されています。

各募金の詳細につきましては、町田市社会福祉協議会へご連絡ください。

○ フードバンクまちだ

【町田市社会福祉協議会 Tel 042-722-4898】

2020年10月から開始しました。市民の方々や企業・団体から、まだ食べられる余剰食材の寄付を募り、行政関係機関を通して食に困っている世帯へ食材を提供します。また、市内の子ども食堂や無料学習塾等にも食材を提供し、運営支援を行っています。食材のご寄付等、詳細は町田市社会福祉協議会へお問い合わせください。



☆地域で活用されています☆

提案の募集は
2021年
9月末まで

まる まちだ〇ごと大作戦⁺¹

あなたの夢をみんなが実現



市制60周年の2018年からスタートした、まちだ〇ごと大作戦18-20は町内会・自治会、企業、市民活動団体、ボランティアグループ、学生サークルなどの新しいつながりで夢を実現する、期間限定の取組です。

2021年3月末現在、市内各地域で計228件の様々な取り組みが実現中！

※まちだ〇ごと大作戦 4つの支援メニュー※

相談の段階から、情報発信や仲間づくりの機会の提供などのサポートを行います。また、条件を満たしたものについては、活動の場の提供や資金の一部助成など、提案の実現に必要な支援を行います。

1 情報発信 実行委員会ホームページや情報紙、プレスリリース等を活用した情報発信 	2 人材ノウハウ 提案の実現に向けた助言・相談、協力者やボランティア等の募集・紹介、アドバイザーの派遣等 	3 場・機会 活動場所の紹介・提供、新しい人との出会い・仲間づくりにつながる機会の提供等 	4 資金 資金の助成やクラウドファンディング*による資金調達の場合の手数料分の負担(上限100万円) 詳細は別途募集要項を確認してください
--	--	--	--

*[ある目的]のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ること

夢がかなえられるチャンス！チャレンジしてみませんか

地域の絆づくりや新たな人と人のつながりづくりに、まちだ〇ごと大作戦を活用して、**地域の人たちと一緒に何かやってみたいことを実現してみませんか。**

どなたでも提案できます！まずは、お気軽にご相談ください。

【実施期間】

2018年1月から**2021年12月末まで**（提案の募集は**2021年9月末まで**）

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、1年延長が決定されました。



まちだ〇ごと大作戦実行委員会事務局

(町田市役所広報課まちだ〇ごと大作戦担当)
〒194-8520 町田市森野 2-2-22 市庁舎 4階
Tel : 042-724-4084 Fax : 042-724-1171
Mail : mcity3260@city.machida.tokyo.jp

「〇ごと大作戦」実行委員会
ホームページはこちらから

まちだ〇ごと

検索



◎町田市庁舎及び主な施設一覧

○ 町田市庁舎・市施設

名称	電話番号	所在地
町田市庁舎	(代表) 042-722-3111	森野 2-2-22
健康福祉会館	042-725-5471	原町田 5-8-21
町田市保健所中町庁舎	(代表) 042-722-0621	中町 2-13-3
鶴川保健センター	042-736-1600	大蔵町 1981-4
町田市民フォーラム	042-723-2888	原町田 4-9-8
町田市生涯学習センター (まちだ中央公民館)	042-728-0071	原町田 6-8-1
教育センター	042-793-2481	木曾東 3-1-3
町田市立中央図書館	042-728-8220	原町田 3-2-9
町田リサイクル文化センター	042-797-2732	下小山田町 3160
鶴見川クリーンセンター	044-988-7101	三輪緑山 1-1
成瀬クリーンセンター	042-720-1825	南成瀬 8-1-1

○ 市民センター・コミュニティセンター等

名称	電話番号	所在地
南市民センター	042-795-3165	金森 4-5-6
なるせ駅前市民センター	042-724-2511	南成瀬 1-2-5
鶴川市民センター	042-735-5704	大蔵町 1981-4
忠生市民センター	042-791-2802	忠生 3-14-2
堺市民センター	042-774-0003	相原町 795-1
小山市民センター	042-798-1927	小山町 2507-1
町田駅前連絡所	042-732-0777	原町田 6-12-20 小田急百貨店町田店 3階
南町田駅前連絡所	042-799-7766	鶴間 3-10-2 東急南町田ビル 1階
鶴川駅前連絡所	042-737-0217	能ヶ谷 1-2-1 和光大学ポプリホール鶴川内
玉川学園コミュニティセンター	042-732-9372	玉川学園 2-19-12
木曾山崎コミュニティセンター	042-793-3030	山崎町 2160-4
成瀬コミュニティセンター	042-723-6763	西成瀬 2-49-1
つくし野コミュニティセンター	042-796-1955	つくし野 2-26-5
木曾森野コミュニティセンター	042-725-4939	木曾東 1-2
三輪コミュニティセンター	044-987-1951	三輪緑山 4-14-1

○ 子どもセンター

名称	電話番号	所在地
子どもセンターばあん	042-788-4181	金森 4-5-7
子どもセンターつるっこ	042-708-0236	大蔵町 1913
子どもセンターぱお	042-775-5258	相原町 2025-2
子どもセンターただ ON	042-794-6722	忠生 1-11-1
子どもセンターまあち	042-794-7360	中町 1-31-22

○ 高齢者支援センター（地域包括支援センター）とあんしん相談室

名称	電話番号	所在地	所管地域
堺第1高齢者支援センター	042-770-2558	相原町 2373-1 (老人保健施設サンシルバー町田内)	相原町
相原あんしん相談室	042-700-7121	相原町 1158-26	
堺第2高齢者支援センター	042-797-0200	小山ヶ丘 1-2-9 (特別養護老人ホーム美郷内)	小山町 小山ヶ丘 上小山田町
小山あんしん相談室	042-794-8751	小山町 2619	
忠生第1高齢者支援センター	042-797-8032	下小山田町 3580 (ふれあい桜館1階)	函師町 下小山田町 忠生 矢部町 小山田桜台 常磐町 根岸町 根岸
忠生あんしん相談室	042-792-8888	忠生 3-1-34 もりやハイツⅡ101号室	
忠生第2高齢者支援センター	042-792-1105	山崎町 2200 (福音会木曾山崎事業所内)	山崎町 山崎 木曾町 木曾西 木曾東（都営木曾森野アパートを除く） 本町田の一部（公社住宅町田木曾）
木曾あんしん相談室	042-794-7901	木曾東 1-34-10 ちひろマンション 101	

鶴川第1高齢者 支援センター	042-736-6927	薬師台 3-270-1 (特別養護老人ホーム第二清風園内)	小野路町 野津田町 金井 金井町
野津田あんしん 相談室	042-708-8964	野津田町 831-1	金井ヶ丘 大蔵町 薬師台
鶴川第2高齢者 支援センター	042-737-7292	能ヶ谷 3-2-1 鶴川コミュニティ 1 階	能ヶ谷 三輪町 三輪緑山 広袴
鶴川あんしん 相談室	042-718-1223	鶴川 6-7-2-103 号室	広袴町 真光寺 真光寺町 鶴川
町田第1高齢者 支援センター	042-728-9215	森野 4-8-39 (特別養護老人ホーム コムモンズ内)	原町田 (都営金森 1 丁目アパ ートを除く) 中町 森野
原町田あんしん 相談室	042-722-8500	原町田 4-24-6 せりがや会館 1 階	旭町 木曾東の一部 (都営木曾森野ア パート)
町田第2高齢者 支援センター	042-729-0747	本町田 2102-1 (本町田高齢者在宅 サービスセンター内)	本町田 (公社住宅町田木曾を除 く) 藤の台
本町田あんしん 相談室	042-860-7870	藤の台 1-1-50-109	南大谷の一部 (公社住宅本町 田)
町田第3高齢者 支援センター	042-710-3378	玉川学園 3-35-1 (玉川学園高齢者 在宅サービスセンター 内)	玉川学園 南大谷 (公社住宅本町田を除 く)
南大谷あんしん 相談室	042-851-8421	南大谷 205-1-2	東玉川学園
南第1高齢者 支援センター	042-796-2789	南町田 5-16-1 (特別養護老人ホーム 芙蓉園内)	南町田 鶴間 小川
小川あんしん 相談室	042-850-6234	小川 6-1-11	つくし野 南つくし野

南第2高齢者支援センター	042-796-3899	金森東 3-18-16 (特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)	金森 金森東 南成瀬
成瀬が丘あんしん相談室	042-795-9100	成瀬が丘 2-23-4 ベルハイツ成瀬 1-A 号室	成瀬が丘 原町田の一部(都営金森 1丁目 アパート)
南第3高齢者支援センター	042-720-3801	西成瀬 2-48-23	成瀬 西成瀬
成瀬あんしん相談室	042-732-3239	西成瀬 2-48-23	高ヶ坂 成瀬台

○ その他の官公署等

名称	電話番号	所在地
町田市民病院	(代表) 042-722-2230	旭町 2-15-41
町田市民ホール	042-728-4300	森野 2-2-36
町田警察署	042-722-0110	旭町 3-1-3
南大沢警察署	042-653-0110	八王子市南大沢 1-8-3
町田消防署	042-794-0119	本町田 2380-3
町田税務署	042-728-7211	中町 3-3-6
町田都税支所	042-728-5111	中町 1-31-12
東京都南多摩東部建設事務所	042-720-8622	中町 1-31-12
町田公共職業安定所 (ハローワーク)	042-732-8609	森野 2-28-14
町田まちづくり公社 (ぽっぽ町田)	042-723-8770	原町田 4-10-20
南多摩斎場	042-797-7641	上小山田町 2147
町田市社会福祉協議会	042-722-4898	原町田 4-9-8 4F
町田商工会議所	042-722-5957	原町田 3-3-22
町田市観光コンベンション協会	042-724-1951	原町田 4-10-20
町田市シルバー人材センター	042-723-2147	森野 1-1-15

○ 連合会

名称	電話番号	所在地
町田市町内会・自治会連合会	042-722-4262	町田市原町田 4-9-8 市民フォーラム 1階
ホームページアドレス	http://machida-shiren.com/	

町田市 町内会・自治会活動のハンドブック (第5版)

編集・発行 町田市市民部 市民協働推進課

〒194-8520 町田市森野 2-2-22

電話：042-724-4358 FAX：050-3085-6517

Mail：siminbu130@city.machida.tokyo.jp

編集協力 町田市町内会・自治会連合会

発行 2021年7月

印刷 庁内印刷

刊行物番号 21-16

この冊子は、550部印刷し、一部あたりの単価は199円です。

